

公売財産明細書

売却区分	4	見積価額	3,330,000円
番号		公売保証金	330,000円

財産の表示

(土地)

所在 都留市境字作神海道  
 地番 493番5  
 地目 田  
 地積 214.00㎡

以上 登記簿による表示

財産の状況

- 1 主要な公法上の規制等は、次のとおりである。
  - ・都市計画区域外
  - ・埋蔵文化財包蔵地範囲外
  - ・供給処理施設 上水道：地下に13mm管あり 下水道：なし 都市ガス：なし
- 2 公売対象物件は、南側に幅員約6mの市道と約8m接面しており、間口8m奥行17mのほぼ平坦な土地である。また、東側は幅約2mと西側は幅約4mの私道と接している。
- 3 現況地目は田となっているが、整地され砂利が敷かれた更地である。また南側には所有者不明の掲示板が放置されている。
- 4 境界については、隣地土地所有者と協議が必要である。
- 5 執行機関は、公売財産の引渡しの義務を負わない。
- 6 対象物件上に存する動産類は公売対象外である。
- 7 対象物件は、公売における農地法その他の諸法令により、公売時に買受適格証明書の必要性がある。又、許可等の必要性もある。許可の内容は農地法第3条又は第5条による申請が必要。  
 なお、権利移転及び危険負担の移転時期は、買受代金の全額を納付後、権限を有する行政庁による許可があった時とする。
- 8 消費税及び地方消費税については、非課税財産である。
- 9 公共交通機関について  
 [最寄駅] 富士急行線「三つ峠駅」 北西約1.1km

< その他 >

- ・当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、公売に参加してください。執行機関（都留市）の記載した事前情報と現況が異なる場合は、現況を優先します。
- ・都留市暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできません。
- ・都留市は引渡しの義務を負いません。
- ・都留市は公売財産について、瑕疵（かし）担保責任を負いません。
- ・公売財産内の動産の撤去、占有者等に対しての明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡などはすべて買受人が行うこととなります。
- ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。ただし、農地等は農業委員会等の許可又は届出の受理があった時です。
- ・所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により都留市が行います。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となります。